

平成二十九年三月十七日受領
答弁第一一五号

内閣衆質一九三第一一五号

平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員松原仁君提出朝鮮大学校の国連制裁決議違反に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出朝鮮大学校の国連制裁決議違反に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「教育内容を政府はどのように認識」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「朝鮮大学校理工学部」における活動について、現時点において国際連合安全保障理事会決議（以下「安保理決議」という。）第二千二百七十号及び第二千三百二十一号に違反するものが行われているとは認識していない。

三及び四について

お尋ねの「働きかける」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安保理決議第二千二百七十号及び第二千三百二十一号については、国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号（北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射に関する決議）に関する件（平成二十八年外務省告示第六十七号）及び国際連合安全保障理事会決議第二千三百二十一号（北朝鮮による核実験等に関する決議）に関する件（平成二十八年外務省告示第四百六十三号）により、それぞれ東京都を含めて周知されているものと考えている。